岡田　一人　尾崎　雄造
佐藤　正年　田口　義人
長坂　登　二宮　和見
従六位に叙する（各通）
久貝　惠吉　三村　功
正七位に叙する（各通）
内山　義信
近藤　徳弘
従七位に叙する（各通）（以上十月九日）
井澤　直行　根立　知夫
宮崎　恒信　山田　賢治
正八位
従五位に叙する（各通）
石川　正憲
正八位
正六位に叙する（各通）
（熊本県警部）
江藤　昭二　大槻　實男
川崎　一友　桑原　農夫
西崎　和男
従六位に叙する（各通）
井川　浩一　清田　正也
松本　忠男　山形　健次
正七位に叙する（各通）
井澤　則明　小鹿　泰三
従七位に叙する（各通）
有村　利雄
正八位に叙する（以上十月十日）
従五位に叙する
正六位に叙する
大高　博彌
正七位に叙する（以上十月十一日）
従六位に叙する（各通）
本折　久
関　正夫
正七位に叙する
風間　義輝
正六位に叙する
福富　眞明
従六位に叙する（各通）
上林　英治
正七位に叙する（以上十月十二日）
小林　仙司
吉村　進
従七位に叙する（各通）
原田　和明
従七位に叙する（各通）
阿部　信夫
芥川　英一
岡田　正巳
高橋　昭吉
鈴木　淳
藤森　忠吉
森田　直迪
渡邉福太郎
佐々木利秋
中澤己喜夫
吐前　義二
山中　正夫
川内　弘文
渋谷　正三
田中　孝秀
濱嶋　多

桑野　喬司
正五位に叙する
山崎　豊
正六位に叙する
河野　義雄
正七位に叙する（以上十月十三日）
伊藤　輝雄
正七位に叙する
風間　富雄
従七位に叙する（以上十月十四日）
（白山市長）
角　光雄
従四位に叙する（十月二十四日）
○叙勲
荒井　三男
旭日双光章を授ける
中村　實
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月七日）
菅原　光夫
旭日双光章を授ける
山田　壽
旭日単光章を授ける（以上十月八日）
尾崎　雄造
旭日双光章を授ける
菅原　敏之　高橋　榮吉
奥平　春男
日置　定夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月九日）
桝田　稔
奈良　太郎　松浦　守
旭日単光章を授ける（各通）（十月十日）
角　光雄
（白山市長）
旭日中綬章を授ける（十月二十四日）
芦田　哲郎　清本　鐵男
島田　眞康　立花　一夫　野沢　弘
野津原宏敏　東　信高　東根　博
増田　逸雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　幸夫　石原　正男
藤岡　道一　山田　徳壽
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月七日）
酒井　昭　富岡　元信
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石井　悠二　加藤　良昭
柴崎　英二　高松　宗平
竹内　久雄　正木　清秋　松山　健一
村上　幸夫　森　長敏
瑞宝双光章を授ける（各通）
矢野　豊
瑞宝単光章を授ける（以上十月八日）
山口　現朗
瑞宝小綬章を授ける
川内　弘文　近藤　徳弘
佐藤　正年　渋谷　正三　田口　義人
中澤己喜夫　西村　正司　三浦　卓二
三村　功
瑞宝双光章を授ける（各通）
磯野　徳廣　佐々木利秋　二宮　和見
吐前　義二　八百板　弘　山内　寛澄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月九日）
井川　浩一　石川　正憲　岡田　正巳
川崎　一友　西崎　和男　濱嶋　多
原田　和明　藤森　忠吉
瑞宝双光章を授ける（各通）
（福岡県警部）
瑞宝単光章を授ける（以上十月十一日）
関　正夫
瑞宝双光章を授ける
大高　博彌
瑞宝単光章を授ける（以上十月十一日）
大谷　利夫
瑞宝双光章を授ける
（熊本県警部）
井澤　則明　江藤　昭二　大槻　實男
小鹿　泰三　嶋田　昇
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十日）
芥川　英一
瑞宝双光章を授ける
瑞宝単光章を授ける（十月十二日）
桑野　喬司　山崎　豊
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月十三日）
伊藤　輝雄
瑞宝双光章を授ける
風間　富雄
瑞宝単光章を授ける（以上十月十四日）
渡邉常二郎
瑞宝双光章を授ける（十月十五日）

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

外務大臣　前原　誠司

平成二十二年十一月十五日

次に掲げる者は、死刑、無期又は長期二年以上の刑に当たる罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年十二月二十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券		返納理由
		番号・発行年月日	名義人	
高橋　高志（昭和四十九年十二月十九日生）	東京都大田区本羽田一丁目十三番十号ヴァンパール晃永Ⅲ二〇一号室	TZ六〇九五九九四（平成十四年九月二十三日）	高橋　高志	平成二十二年八月二十六日、東京簡易裁判所から住居侵入・窃盗事件被疑者として逮捕状が発付された。